

北海道生物多様性保全計画(生物多様性地域戦略):第2次案骨子

【基本方針】

2050 年に北海道において自然共生社会が実現していることを長期目標として、そこで目指す北海道の姿に向かうため、2030 年目標を設定し、その目標達成に向けた戦略と、その戦略に沿った具体的な取組をもって当面の目標達成を目指す。

※2050 年の目指すべき姿からのバックキャストで戦略を設定。

※策定が義務付けられている計画や方針に含めることができる内容は、戦略には示さないこととする。

※計画の性格上、規制的な内容は実効性が伴わないことから、法や条例での対応とする。

【第2期計画期間】

当面の目標を設定した 2030 年度末までの概ね7年間

【2050 年に目指す北海道の姿】

道民が、自らが受け取る自然の恩恵(生態系サービス)を理解し、それらを持続的に受けとるため、北海道の全面積の30%以上が生態系ネットワークとして保全・再生され、それらの自然と関わり、感謝し尊重したくらしや産業構造を実現することを通じて、北海道に暮らすことで得られる豊かさを享受している。

※ この具体的な例として、第3次北海道環境基本計画 P13-14 「将来像のイメージ<自然との共生を基本とした環境の保全と創造>」が挙げられる。

※第3次北海道環境基本計画 P13-14 「将来像のイメージ」から

<自然との共生を基本とした環境の保全と創造>

一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など、先人から受け継いできた広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、生活に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物といった豊かな自然が維持されています。人々は、こうした自然とのふれあいを通じて北海道の環境について理解を深め、生態系が産業や暮らしを支えていることを理解し、環境を大切にすることを育んでいます。

世界自然遺産や国立公園、国定公園をはじめとする自然公園などでは、地域毎の自然資源の保全と適正な利用を進めるためのルールが定着し、自然と調和した景観が確保されたまま、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このように、地域の環境特性を十分認識し、そこから得られる便益(生態系サービス)を、持続可能な形で最大限引き出す考え方は、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着しています。また、これらが魅力となり、関係人口や移住者の増加にも貢献しています。

野生生物は適正に保護管理され、種の保存やジビエ等の利用が図られているほか、地域の生態系の一部として産業や暮らしの中で一定の関わりが保たれることで、生活環境や農林水産業、生態系への被害が低減されるとともに、外来種の影響が理解され、排除を基本とした防除推進はもとより、新たな拡散も抑えられています。

【2030 年目標】

アウトプット:30by30 の実現/アウトカム:自然や野生生物を大切にすることが、道民のくらしや産業に利益をもたらすことが理解されている(Nature Positive の理解浸透)

※30by30: 2030 年までに、国土・海域のそれぞれ 30%以上の面積を保全すること。

【目標達成に向けた基本戦略】

<基本戦略1>

多様な主体が常に自然に関わることを通じた生態系サービスの理解促進

北海道では、全国に比べ第1次産業の生産額の割合が高い(道内総生産の3.9%(全国1.0%))ものの、第3次産業の割合が最も高く(道内総生産の77.8%)、人口の札幌集中が顕著となっているなど、JB03(生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021)が示す傾向と一致しており、自然から恵みを引き出すための知識や技術の喪失や日常的な自然とふれあう機会の減少が懸念されている。令和4年度に実施した道民意識調査では、36%が「ほとんど自然にふれあう機会がない(34.8%)」、または「ふれあいたくない(1.2%)」と答えており、このことは、道民が自然の仕組みに対する理解を損ない、自然への感謝や畏敬の念を抱く機会の減少につながっている可能性がある。

アイヌ民族には湿地の様々なタイプを示す言葉や命名が多く、その理由として、湿地の様々な動植物や地形を利用し、身近な存在であったことが挙げられている。

地域の生物多様性がもたらす便益(自然の恵み)の享受に至るプロセスは、地史や気象などと、それに伴い生息・生育する生きものに関わりから成立した生態系が、更に他の生態系と相互に関連して形成される複雑なものであり、その範囲も地域的なものから全球規模まで様々で、未だ人類はその全てを解明できていないが、「生態系サービス」という概念により、私たちの暮らしや産業が、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みに支えられていることを、直感的に理解できるようになった。

自然との関わりを通じ、生態系サービスを享受する機会を得ることは、そのプロセスが未解明だったとしても、生物多様性に支えられていることを実感し、自然への感謝の念を抱くことに導かれていくこととなる。このような形で生態系サービスの理解を促進することは、生物多様性の保全が、自らの便益に関わり、それを持続的に受け取るための手段と認識することに繋がっていくものと考えられる。

[基本戦略に対応した具体的な取組]

- 1) 8動物園・水族館の「北海道産いきもの保全プロジェクト」との連携(北海道の自然や野生生物に目を向け、更に国際的な関わりにも思い至るための「野生と道民とのつなぎ役」としての役割をサポート)
- 2) 北海道飯里山イニシアティブ～アイヌ・コタンから持続的な自然との関りを学び、伝統知・地域知として地域戦略の取組に活用
- 3) 「北海道いきものサポーター」制度の創設
- 4) 国の認定基準には該当しない独自のOECMの創設
※OECM: Other Effective area-based Conservation Measures(保護地域以外で生物多様性に資する地域)
- 5) 生態系ネットワークモデル地域の設定(国保護区+すぐれた自然地域+上記OECMを含む)
- 6) 生態系ネットワークモデル地域内のインベントリー調査実施(作成する目録は次の3種: ①生態系のつながり、②生息・生育する野生動植物、③生態系サービス)
※ 6)の調査はOECMの管理者(NPOなど民間)が実施することを想定

<基本戦略2>

自然に配慮することが暮らしや産業にも貢献することを理解した上での保護区指定・OECM推進

2021年(令和3年)に英国のコーンウォールで開催されたG7では、2030年までに世界の陸地と海洋のそれぞれ30%以上を保全する世界目標(30by30(サーティ・バイ・サーティ))の支持を表明したが、これには世界経済フォーラムのレポート「自然とビジネスの未来」で、世界のGDPの半分以上が、自然に依存する産業から生み出されており、地球上の陸と海の30%を適切に保護することで得られる経済的利益は、それらを保護するための世界的な金融コストをはるかに上回るという報告が背景にある。つまり、自然が産業を支えているという認識のもと、産業やそれが関わる経済の持続可能性を、自然を保護することによって実現しようという考え方となっている。

北海道では、第1次産業の生産額の割合が全国と比べ高いことは前述したが、農業産出額は全国の14%(全国1位)、耕地面積も全国の26%(全国1位)を占めており、農村地域では第1次産業に直接、間

接に関わる人が多く、第1次産業が北海道の地域経済の基幹となっている。農業における土地利用を見ると、北海道の耕地面積 114 万 3,000ha(総土地面積の 13.7%)のうち、牧草地が 44%で最大、以下普通畑 37%、田 19%、果樹は 1%未満となっている。また、1農家あたりの経営耕地面積が、他の都府県と比べて格段に大きく、荒廃農地面積は近年、約2千 ha で推移している。

北海道の農地は、大正期～現代で拡大を続けてきたが、これらは森林や湿地の農地開発によるもので、耕地の種別や地域毎に特色が見られる。田は道央から道南にかけて増加。空知管内では石狩川流域の湿地を水田化し、当初の畑は大半が田に転換された。牧草地を含む畑は道東で増加。農地開発による根室、釧路管内の森林減少が特に著しかった。また、十勝平野北部、十勝川下流域の湿地や、サロベツ湿原、全道の約7割の湿地が所在する釧路管内では、畑地化(牧草地化)により湿地が減少した。

全国の約 86%を占める北海道の湿地面積の変化を見ると、大正時代(1,772km²)から現代(709km²)にかけて約60%が減少しており、都道府県の中で全国1位の減少面積となっている。全国で最も減少した湿地は釧路湿原で、大正時代(337km²)から現代(227km²)にかけて約33%の湿地が減少した。

令和4年度の道民意識調査で、重要と考える生態系サービスについて聞いたところ、調整サービスに当たる、森林や湿地の水源涵養や水質浄化、防災機能のほか、気候変動対策に関わる植物の光合成や気候調整に、6割以上の支持が集まった。このことは、道民の暮らしや産業に関わる生態系の機能への関心の高さを示していると考えられ、土地利用の改変がもたらす生態系サービスのトレードオフに配慮しながら、地域で受け取る生態系サービスの最大化を図り、産業や暮らしに貢献することの重要性が示唆されている。

これらを踏まえ、地域に関わる生態系サービスを明らかにし、地域課題への対処や地域の価値を引き出すことに自然を活用する観点で、保護区の指定や、OECM を活用した土地利用・管理を進める。

〔基本戦略に対応した具体的な取組〕

- 1) 北海道の生態系サービスをわかりやすく説明した「北海道自然の恵み図鑑」の作成
- 2) すぐれた自然地域や湿原保全マスタープランの湿地リスト、渡りルートも含めた季節移動性の野生生物の利用状況、固有種を含む希少種の生息・生育状況などといった自然環境の重要な要素について、経済、社会的な観点からも統合的に評価した上で、流域を基軸とする生態系の連続性により、生態系サービスの観点からより有利な範囲を把握し、それらを「生態系ネットワークモデル地域」の候補とする。
- 3) 国の認定基準には該当しない独自のOECMの創設《再掲》
- 4) 生態系ネットワークモデル地域の設定(国保護区+すぐれた自然地域+上記OECMを含む)《再掲》

<基本戦略3>

流域単位でつながる生態系から特色ある生態系サービスを楽しむことにより地域の豊かさを創出

※ ここでいう「地域の豊かさ」は、北海道としての独自の定義を置く(「目指す姿」に近いもの)

当初の生物多様性保全計画では、北海道の生態系を8つ(高山・森林・湿原・河川湖沼・海岸・浅海域・農村・都市)に分類し、個別に施策の実施方針を示してきたが、各生態系は必ずその他の生態系とつながっており、互いに関わり合って存在している。また、その関わりは隣接する生態系間のみならず、近傍から遠隔地の様々な生態系に広がっている。この生態系間の関わりには、河川をはじめとする水系や生態系間を移動する野生生物が、重要な役割を果たしている。

北海道では、アイヌ語を起源とする名称の付いた河川が多く、その流域を基軸とし、例えば森林～農村～都市～湿原～海岸～浅海域といったつながりを想定できる地域は各地にあり、それぞれの地域で特色ある自然や野生生物との関わりが営まれている。

国土交通省では、全国各地で河川を基軸とした生態系ネットワークの形成を図り、生物多様性の確保を通じて得られる多様な恵みを活用した地域振興に取り組んでいる。北海道では石狩川流域でその検討が始まったところであり、100年以上振りにヒナが誕生したタンチョウや、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方などを、地域振興の取組に活かしていくことが期待されている。

また、河川流域を基軸とすることで、より広範囲の地域で生態系の関わりと、そこから得られる生態系サービスを明らかにしていくことが必要となるため、これまでお互いに関心のなかった、あるいは関係がないと思われていた人々や産業間で、生物多様性の観点から新たな関わりを見出し、具体的な取組をもって生物多様性の保全と持続可能な利用につなげていくことが期待される。

この流域単位でつながる生態系ネットワークについて、生態系の組合せが異なる複数のモデル地域を設定し、そこに生息・生育する野生動植物からシンボル種を選定、シンボル種の安定した生息・生育を維持することで得られる生態系サービスに着目した生態系の保全・再生を進める。

〔基本戦略に対応した具体的な取組〕

- 1) 国の認定基準には該当しない独自のOECMの創設《再掲》
- 2) 生態系ネットワークモデル地域の設定(国保護区+すぐれた自然地域+上記OECMを含む)《再掲》
- 3) 生態系ネットワークモデル地域毎に「自然の恵みデザイン帳」を作成～記載内容 ①目録3種(生態系つながり、動植物、生態系サービス)、②地域課題や価値、③地域課題と生態系サービスのマッチング、④シンボル種の設定、⑤必要な自然再生や価値の磨き上げ～このデザイン帳を基に地域の取組を構築
※②については、地域課題として「気候変動対策」と価値として「シンボル種の生息・生育」を必ず含める
- 4) 生物多様性に配慮した事業のアドバイザーを、内容に応じて各専門を組み合わせてチーム派遣
- 5) 生物多様性配慮ガイダンスシリーズ作成(想定されるタイトル:「森林環境贈与税の生物多様性のための使い方ガイド」、「多面的機能支払い交付金の生物多様性のための使い方ガイド」、「生物多様性で得をする農業ガイド」、「生物多様性で得をする沿岸漁業ガイド」、「生物多様性で考える豊かな林業ガイド」、「生物多様性から考える産業連携ガイド」、「気候変動対策と生物多様性の連携ガイド」など)
- 6) 生態系ネットワークモデル地域内で流通する地域通貨による生態系サービスの地域経済への実装
- 7) 生態系ネットワークモデル地域に関わる市町村の生物多様性地域戦略の作成支援

＜基本戦略4＞

生態系サービスが地域経済に貢献することの見える化

基本戦略として、道民の生態系サービスの理解を促進するとともに、生態系サービスに着目したエリアベースの取組を推進することを提示したことを受け、取組の結果、地域で受け取ることを期待する生態系サービスや、実際に受け取ることができた生態系サービスについて、データを収集、分析した結果を見える化し、関係自治体、地域住民、地場産業従事者、産物やサービスの消費者など関係者と共有することで、取組成果のモニタリングを行う。

〔基本戦略に対応した具体的な取組〕

- 1) GISやTNFDの仕組みを活用した生態系サービス評価ツールの開発(簡易なものを想定)
※GIS:Geographical Information System(地理情報システム)
※TNFD:Taskforce on Nature-related Financial Disclosures(自然関連財務情報開示タスクフォース)
- 2) 生態系ネットワークモデル地域でシンボル種の生息・生育状況の調査を通じた、生態系サービスのモニタリング実施
- 3) 北海道を代表する生態系である湿地の価値を見える化・共有するため「湿地認証」を創設
- 4) 「いきものにやさしいエネルギー:Wildlife Friendly Energy」認証制度の創設
- 5) 現代の北前船ネットワーク～生物多様性に配慮した持続可能な物流の創設(サプライチェーンを構築して認証制度で差別化)
- 6) 生態系ネットワークモデル地域内のインベントリー調査実施(作成する目録は次の3種:①生態系つながり、②生息・生育する野生動植物、③生態系サービス)《再掲》